

質屋営業法施行細則

平成17年11月18日
宮城県公安委員会規則第16号

質屋営業法施行細則を次のように定める。

質屋営業法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、質屋営業法（昭和25年法律第158号。以下「法」という。）及び質屋営業法施行規則（昭和25年総理府令第25号。以下「施行規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第2条 施行規則第2条第1項の許可申請書の様式は、質屋許可申請書（別記様式第1号）のとおりとする。

(不許可の通知)

第3条 法第3条第3項の規定による許可をしない場合の通知は、不許可通知書（別記様式第2号）により行うものとする。

(営業内容の変更等の手続)

第4条 施行規則第4条第1項及び第5条の許可申請書並びに施行規則第8条第1項の届出の様式は、別記様式第3号のとおりとする。

2 施行規則第6条の規定による廃業の届出、施行規則第7条第1項の規定による休業の届出、施行規則第10条の規定による死亡の届出及び施行規則第14条の2の返納理由書の様式は、別記様式第4号のとおりとする。

3 施行規則第7条第2項の規定による休業期間の延長及び同条第3項の規定による営業再開の届出の様式は、別記様式第5号のとおりとする。

(質物の保管設備の規模及び構造)

第5条 法第7条第1項に規定する質物の保管設備（以下「保管設備」という。）の大きさ及び構造は、その営業の内容に応じて適正なものでなければならない。

(営業所との距離等の制限)

第6条 保管設備は、営業所と同一の敷地内に設けなければならない。ただし、やむを得ない場合は、近接する他の敷地内に設けることができる。

(防湿構造)

第7条 前条の保管設備の内部は、壁及び床を板張構造とするなどの防湿上の措置を講じなければならない。

(防火設備)

第8条 保管設備の主要構造部は、次の各号のいずれかに該当する構造でなければならない。

(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第7号に規定する耐火構造のもの

(2) 前号に掲げるもののほか、公安委員会がこれらと同等以上の耐火性能を有すると認めたもの

2 保管設備の開口部には、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第109

条第1項に規定する防火戸、ドレンチャーその他火災を遮る設備を設けなければならない。

(盗難予防設備)

第9条 保管設備の開口部には、シャッター、鉄製扉等侵入防止のための有効な設備及び堅牢な施錠設備を設けなければならない。

2 保管設備の適当な箇所には、防犯上必要な非常ベルその他の非常警報装置を設けなければならない。ただし、営業所等に同様の装置があるものについては、この限りでない。

(金網等の設備)

第10条 保管設備の出入口以外の開口部には、金網等ねずみの侵入を防止するための設備を設けなければならない。

(保管設備に対する特例措置)

第11条 質物の保管設備を、補修又は建て替えするために当分の間仮の保管設備(以下「仮保管設備」という。)を設ける場合については、第6条及び第10条の規定は、適用しない。

2 第8条第2項の規定は、当該仮保管設備に付随して火災警報装置を設置しているなど防火上の措置が講じられている場合は、適用しないものとする。

3 仮保管設備の出入口以外の開口部は、第9条第1項に規定する「シャッター、鉄製扉等侵入防止のための有効な設備及び堅牢な施錠設備」とあるのは、「施錠設備」に読み替えるものとする。

4 前項の規定は、仮保管設備の使用を開始してから2年間に限り適用する。

(質物の保管設備の変更の届出)

第12条 施行規則第9条の規定による質物の保管設備の変更の届出の様式は、質物保管設備変更届出書(別記様式第6号)のとおりとする。

(許可証の書換申請)

第13条 施行規則第12条の書換申請書の様式は、別記様式第3号のとおりとする。

(許可証の再交付申請等)

第14条 施行規則第13条の届書及び施行規則第14条の再交付申請書の様式は、別記様式第7号のとおりとする。

(許可の取消し及び停止の手續)

第15条 法第25条の規定による質屋の許可の取消しは質屋許可取消通知書(別記様式第8号)を、同条の規定による質屋営業の停止命令は質屋営業停止命令書(別記様式第9号)を交付して行うものとする。

2 前項の規定による取消しの通知を行う場合において、当該質屋の所在を知ることができず、質屋許可取消通知書を交付することができないときは、公示送達により行うものとする。

3 前項の公示送達は、公安委員会が、当該通知書を保管し、いつでも当該質屋に交付する旨を公安委員会の掲示板に掲示し、かつ、宮城県公報(宮城県公報発行規則(昭和31年宮城県規則第67号)第1条に規定する宮城県公報をいう。)に登載して行うものとする。

4 第2項の公示送達は、公安委員会の掲示板に掲示した日から2週間を経過したときに、当該質屋に対し当該通知書を交付したものとみなす。

(他の都道府県公安委員会への通知)

第16条 法第27条の規定による他の都道府県公安委員会への通知は、違反認知・行政処分執行通知書(別記様式第10号)により行うものとする。

(相続人の承認等の手続)

第17条 法第28条第3項第1号又は同条第5項の承認を受けようとする者は、承認申請書(別記様式第11号)により申請しなければならない。

2 前項の承認申請書には、次の各号に掲げる承認の区分に応じ、それぞれ当該各号に規定する書面を添えなければならない。

(1) 法第28条第3項第1号の承認

ア 死亡した質屋の相続人であることを明らかにする書面

イ 住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第5号に規定する事項(同法第30条の45に規定する外国人住民にあつては、同条に規定する国籍等)を記載したものに限る。)

(2) 法第28条第5項の承認

質物の保管設備の構造概要書の写し、図面その他の書類

3 前項の規定にかかわらず、前項第1号の承認を受けようとする者が既に公安委員会から法第2条に規定する質屋の営業許可(以下「質屋営業許可」という。)又は古物営業法(昭和24年法律第108号)第3条に規定する古物商若しくは古物市場主の許可を受けているときは前項第1号に規定する書面を、前項第2号の承認を受けようとする者が既に公安委員会から質屋営業許可を受けている営業所を旧営業所の終了行為場所とするときは前項第2号に規定する書面を添えることを要しないものとする。

(相続人等の承認)

第18条 法第28条第3項第1号又は同条第5項の承認は承認通知書(別記様式第12号)により、同条第6項の規定による不承認は不承認通知書(別記様式第13号)により行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年11月21日から施行する。

(質物保管設備の基準を定める規則の廃止)

2 質物保管設備の基準を定める規則(平成4年宮城県公安委員会規則第4号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則施行の際現に公安委員会から許可を受け、質屋営業を行っている者が設けている保管設備又は公安委員会へ質屋営業の許可を申請している者に係る保管設備については、第9条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成22年11月5日公安委員会規則第9号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行前にした法第25条の規定による許可の取消しは、なお従前の例による。
附 則 (平成23年2月18日公安委員会規則第4号)
この規則は、平成23年3月1日から施行する。
附 則 (平成28年3月31日宮城県公安委員会規則第4号)
この規則は、行政不服審査法 (平成26年法律第68号) の施行の日 (平成28年4月1日) から施行する。
附 則 (平成28年10月14日公安委員会規則第14号)
この規則は、公布の日から施行する。
附 則 (令和元年9月27日公安委員会規則第10号)
(施行期日)
 - 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
 - 2 この規則による改正前の宮城県警察国有物品管理規則、特例施設占有者の指定等に関する規則、宮城県公安委員会審査請求手続規則、質屋営業法施行細則、古物営業法施行細則、探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく探偵業者への監督等に関する規則、警備業法施行細則、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則、銃砲刀剣類所持等取締法施行細則、青少年による性風俗関連特殊営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例施行規則、飲食店等営業に係る不当な勧誘、料金の取立て等の防止に関する条例施行規則、迷惑行為防止条例施行規則及び宮城県公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則に規定する様式による書面については、この規則による改正後のこれらの規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。
附 則 (令和2年4月17日公安委員会規則第5号)
この規則は、公布の日から施行する。
附 則 (令和3年3月30日公安委員会規則第3号)
(施行期日)
 - 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
 - 2 この規則による改正前の様式 (次項において「旧様式」という。) により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
 - 3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記様式第1号（第2条関係）

その1

資料区分	31		受理年月日		年	月	日
受理警察署		() 署					
許可証番号			許可年月日		年	月	日

質屋許可申請書

質屋営業法第2条第1項の規定により許可を申請します。

年 月 日

宮城県公安委員会 殿

申請者の氏名又は名称及び住所

氏名 又は名称	(フリガナ)													
	(漢字)													
法人等の種別	1.株式会社 2.有限会社 3.合名会社 4.合資会社 5.その他法人 6.個人													
生年月日	西暦	明治	大正	昭和	平成	令和	年	月	日					
	0	1	2	3	4	5	:	:	:	:	:	:		
住所	都道府県						市区町村							
	電話 () - 番													
本(国)籍														
営業所 名称	(フリガナ)													
	(漢字)													
所在地	(住所と同じ場合は、記載を要しない。)													
	都道府県						市区町村							
電話 () - 番														
管理者等	種別	1.代表者 2.業務を行う役員 3.法定代理人 4.管理者												
	氏名	(フリガナ)												
	生年月日	西暦	明治	大正	昭和	平成	令和	年	月	日				
	住所	都道府県						市区町村						
	電話 () - 番													
本(国)籍														

備考

- 1 最上段細枠内には記載しないこと。
- 2 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

宮公委第 号

不 許 可 通 知 書

住所又は居所

氏名又は名称 殿

年 月 日付けで申請のあった質屋営業については、質屋営業法第3条第1項の規定により許可をしないので通知する。

理由

年 月 日

宮城県公安委員会 印

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第3号（第4条、第13条関係）

その1

資料区分	33	受理年月日	年	月	日
受理警察署	(署)				

営業内容の変更届出書
許可証の書換申請書

質屋営業法第4条第1項の規定により営業内容の変更の許可を申請します。
質屋営業法第4条第2項の規定により営業内容の変更の届出をします。
質屋営業法第8条第2項の規定により許可証の書換えを申請します。

宮城県公安委員会 殿 年 月 日
申請（届出）者の氏名又は名称及び住所

許可証番号	
許可年月日	年 月 日
氏名又は名称	(フリガナ) (漢字)

変更事項

変更年月日	年 月 日
氏名又は名称	(フリガナ) (漢字)
法人等の種別	1. 株式会社 2. 有限会社 3. 合名会社 4. 合資会社 5. その他法人 6. 個人
住所	都道府県 市区町村 電話 () 番
本(国)籍	
営業所	名称 (フリガナ) (漢字)
	所在地 都道府県 市区町村
	移転事由

変更区分	1. 削除：従前の管理者等を削除(旧欄のみ記載) 2. 追加：新たに管理者等を追加(新欄のみ記載) 3. 変更：旧欄に記した人の届出事項を変更(新欄・旧欄ともに記載) 4. 交替：従前の管理者等が退任するとともに、新たに管理者等が就任(新欄・旧欄ともに記載)
変更年月日	年 月 日
管理者等	種別 1. 代表者 2. 業務を行う役員 3. 法定代理人 4. 管理者
	旧 氏名 (フリガナ) (漢字)
	生年月日 西暦 明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日 0 1 2 3 4 5
	新 種別 1. 代表者 2. 業務を行う役員 3. 法定代理人 4. 管理者
新	氏名 (フリガナ) (漢字)
	生年月日 西暦 明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日 0 1 2 3 4 5
	住所 都道府県 市区町村 電話 () 番
	本(国)籍

備考

- 各「変更年月日」欄には、当該事項の変更があった年月日を記載すること。
- 最上段細枠内には記載しないこと。
- 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

その2

資料区分	3 4	受理年月日	年	月	日
受理警察署	() 署)				

許可証番号	
許可年月日	年 月 日
氏名	(フリガナ)
又は名称	(漢字)

変更事項

変更区分	1. 削除 2. 追加 3. 変更 4. 交替	
変更年月日	年 月 日	
管 旧	種別	1. 代表者 2. 業務を行う役員 3. 法定代理人 4. 管理者
	氏名	(フリガナ) (漢字)
	生年月日	西暦 明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日 0 1 2 3 4 5
理 新	種別	1. 代表者 2. 業務を行う役員 3. 法定代理人 4. 管理者
	氏名	(フリガナ) (漢字)
	生年月日	西暦 明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日 0 1 2 3 4 5
等	住所	都道 市区 府県 町村
	本(国)籍	電話 () - 番

変更区分	1. 削除 2. 追加 3. 変更 4. 交替	
変更年月日	年 月 日	
管 旧	種別	1. 代表者 2. 業務を行う役員 3. 法定代理人 4. 管理者
	氏名	(フリガナ) (漢字)
	生年月日	西暦 明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日 0 1 2 3 4 5
理 新	種別	1. 代表者 2. 業務を行う役員 3. 法定代理人 4. 管理者
	氏名	(フリガナ) (漢字)
	生年月日	西暦 明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日 0 1 2 3 4 5
等	住所	都道 市区 府県 町村
	本(国)籍	電話 () - 番

備考

- 1 最上段細枠内には記載しないこと。
- 2 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 3 各「変更年月日」欄には、当該事項の変更があった年月日を記載すること。

別記様式第4号（第4条関係）

その1

資料区分	35		受理年月日		年	月	日
受理警察署		() 署	届出等種別	1. 廃業・解散・消滅・取消し 2. 休業 3. 死亡			

廃業届出書
死亡許可証の返納理由書

質屋営業法第4条第2項第3項の規定により、^{廃業}休業^{死亡}の届出をします。

質屋営業法第9条第1項第2項第3項の規定により許可証を返納します。

宮城県公安委員会 殿

年 月 日

届出（返納）者の氏名又は名称及び住所

許可証番号							
許可年月日		年	月	日			
氏名 又は名称	(フリガナ) (漢字)						
住所	都道府県			市区町村			
	電話 () - 番						
営業所	(フリガナ) (漢字)						
	都道府県			市区町村			
電話 () - 番							

廃業(解散・消滅・死亡・取消)日		年	月	日			
休業期間		年	月	日	から	日	の間
発見・回復日		年	月	日			

返納理由	1. 質屋営業を廃止した。 2. 許可証の交付を受けた法人が合併以外の事由により解散した。 3. 許可証の交付を受けた法人が合併により消滅した。 4. 許可証の交付を受けた者が死亡した。 5. 許可が取り消された。 6. 亡失した許可証を発見し、又は回復した。
休業事由	

備考

- 1 最上段細枠内には記載しないこと。
- 2 不要の文字は、横線で消すこと。
- 3 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第5号（第4条関係）

休 業 延 長
営 業 再 開 届 出 書

質屋営業法施行規則第7条 第2項 第3項 の規定により 休業延長 営業再開 の届出
をします。

年 月 日

宮城県公安委員会 殿

届出者の氏名又は名称及び住所

許可証番号		
許可年月日		
氏名又は名称		
営 業 所	名 称	
	所在地	
休業延長期間		
営 業 再 開 年 月 日		
休 業 理 由		

備考

- 1 不要の文字は横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第6号（第12条関係）

受理警察署	（	署）	受理年月日	年	月	日
-------	---	----	-------	---	---	---

質物保管設備変更届出書

質屋営業法第4条第2項及び質屋営業法施行規則第9条の規定により質物保管設備の変更を届出します。

宮城県公安委員会 殿 年 月 日
届出者の氏名又は名称及び住所

許可証番号	
許可年月日	年 月 日
氏名 又は名称	(フリガナ) (漢字)

変更事項

変更年月日	年 月 日
変更事由	1. 新築 2. 改築 3. 増築
営業所	名称 (フリガナ) (漢字)
	所在地 都道府県 市区町村 電話 () ー 番

備考

- 1 最上段細枠内には記載しないこと。
- 2 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第7号（第14条関係）

資料区分	36		受理年月日		年	月	日
受理警察署		() 署	再交付年月日		年	月	日

許可証亡失・盗難届出書
再交付申請書

質屋営業法第8条第3項の規定により許可証を亡失し、又は盗み取られた旨届け出ます。
質屋営業法第8条第4項の規定により許可証の再交付を申請します。

宮城県公安委員会 殿

年 月 日

届出（申請）者の氏名又は名称及び住所

許可証番号										
許可年月日		年	月	日						
氏名 又は名称	(フリガナ) ----- (漢字)									
営業 所	名称	(フリガナ) ----- (漢字)					所在地	都道 府県	市区 町村	
								電話 ()	—	番

亡失又は盗難 の日時、場所	日時	
	場所	

再交付申請 の理由	
--------------	--

備考

- 1 最上段細枠内には記載しないこと。
- 2 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

宮公委第 号

質屋許可取消通知書

住所又は居所

氏名又は名称 殿

質屋営業法第25条 第1項 の規定により、質屋の許可を取り消したの
第2項
で通知する。

許可年月日及び許可番号

取消しの理由

年 月 日

宮城県公安委員会 印

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

宮公委第 号

質屋営業停止命令書

住所又は居所

氏名又は名称 殿

質屋営業法第25条 第1項 の規定により、次のとおり質屋営業の停止
第2項
を命ずる。

停止の期間 年 月 日から 日間
年 月 日まで

停止の理由

年 月 日

宮城県公安委員会 印

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第10号（第16条関係）

宮公委第 号
年 月 日

公安委員会 殿

宮城県公安委員会 印

違反認知・行政処分執行通知書

質屋営業法第27条 第1項 第2項 の規定により、次のとおり通知する。

分を受けた営業者 法人の場合は、 その名称及び主たる事務所の所在地 並びに代表者の住所、氏名及び生年 月日	本籍 住所 氏名 年 月 日生
貴公安委員会の管内にある営業所	名称 所在地
処分の概要	
適用法条	
法第25条の規定に基づく処分の内容	
備考	

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第 1 1 号 (第 1 7 条関係)

その 1

受理年月日		年	月	日	受理警察署	() 署
-------	--	---	---	---	-------	-------

承 認 申 請 書

質屋営業法第 2 8 条第 3 項第 1 号の規定による質契約の終了行為者の承認を申請します。

質屋営業法第 2 8 条第 5 項の規定による質契約の終了行為場所の承認を申請します。

年 月 日

宮城県公安委員会 殿

申請者の氏名又は名称及び住所

対 象 の 質 屋 営 業 所	許可証番号	
	許可年月日	年 月 日
	許可名義人の 氏名又は名称	(フリガナ) (漢字)
	死亡、廃業 、許可取消 等の年月日	年 月 日
	営業所名称	(フリガナ) (漢字)
	所在地	宮城県 市区 町村 電話 () 番

質契約終了日	年 月 日	
対 象 の 質 物	契 約 件 数	件
	質 置 主	ほか 名
	合 計 金 額	円

備考

- 1 最上段細枠内には記載しないこと。
- 2 不要の文字は、横線で消すこと。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

その2

受理年月日		年	月	日	受理警察署	()	署
-------	--	---	---	---	-------	-----	---

許可証番号	
許可年月日	年 月 日
許可名義人の 氏名又は名称	(フリガナ) (漢字)

終了 行為 者	許可名義人 との続柄											
	氏名	(フリガナ) (漢字)										
	生年月日	西暦	明治	大正	昭和	平成	令和	年	月	日		
		0	1	2	3	4	5					
	住所	都道					市区					
	府県					町村						
	電話 () ー 番											
	本(国)籍											

終了 行為 場所	名称	(フリガナ) (漢字)										
	所在地	宮城県					市区					
		町村					電話 () ー 番					

備考

- 1 最上段細枠内には記載しないこと。
- 2 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

第 号

承認通知書

住所又は所在地

氏名又は名称

殿

年 月 日付で申請のあった質契約の終了行為者の承
終了行為場所

認申請については、質屋営業法（昭和25年法律第158号）第28条

第3項第1号
第5項 の規定により、次のとおり承認する。

記

- 1 終了行為対象の営業所
- 2 終了行為者・終了行為場所

年 月 日

宮城県公安委員会

印

備考 不要の文字は、横線で消すこと。

第 号

不承認通知書

住所又は所在地

氏名又は名称

殿

年 月 日付けで申請のあった質契約の終了行為者
の承
認申請については、質屋営業法（昭和25年法律第158号）第28条第6
項の規定により、次のとおり承認しない。

記

- 1 終了行為対象の営業所
- 2 終了行為者・終了行為場所
- 3 不承認とする理由

年 月 日

宮城県公安委員会

印

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

備考 不要の文字は、横線で消すこと。